

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付が始まります!



カクニンジャ!

臨時福祉給付金(経済対策分)は、平成26年4月に実施した消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人(給付要件あり)に対し、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

申請受付期間

4月24日(月)～8月25日(金)

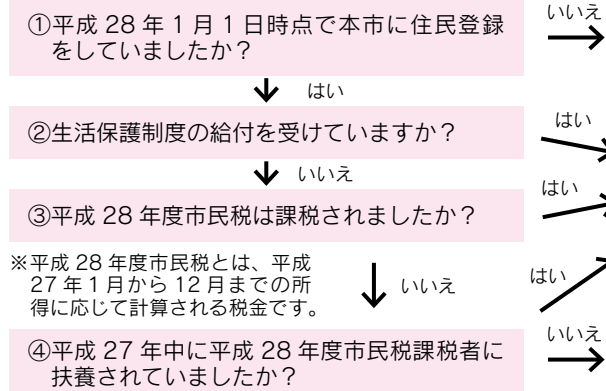
申請について 対象の可能性がある人には、4月下旬(受付開始日前後)に申請書を送付しますので、**給付要件**に当てはまる人は、申請をお願いいたします。
※申請しないと受け取ることができません。

※対象になると思われる人で、5月になっても申請書が届かない場合は、臨時福祉給付金コールセンターへお問い合わせください。



対象者診断チャート ※当チャートは、一般的な場合を想定しています。

(スタート)



給付要件

①～④の全ての要件に当てはまる人が対象です(年齢は関係ありません)。

①平成28年1月1日時点で本市に住民登録があった

※平成28年1月1日時点で住民登録があつても、それ以降に亡くなられた人は対象となりません。

※平成28年1月2日以降に生まれた人は、対象となりません。

②生活保護制度の受給者でない

③平成28年度市民税が非課税である

④平成27年中に平成28年度の市民税課税者に扶養されていなかった

◆**単身赴任世帯や親元から離れて暮らしている学生など**

平成28年1月1日時点で、申請者を扶養していた人が本市外に住民登録をしていた場合は、扶養していた人の非課税の確認を行いますので、扶養していた人の市町村民税の課税額が「0円」の平成28年度「課税証明書」の提出が必要です。

給付額 対象者1人につき1万5千円(今回1回限り)

※申請書で指定していただく口座に振込みます。



問い合わせ

◆申請に関する問い合わせ

太宰府市臨時福祉給付金コールセンター

☎(929)65001または65002

(4月14日開設・土・日・祝を除く午前9時～午後5時、直通となります)ので他の部署には回せません)

◆制度に関する問い合わせ

厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル ☎0570(037)192 (午前9時～午後6時)

カクニンジャ 検索



厚生労働省ホームページ
<http://www.2kyufu.jp/rinji29/index.html>

臨時福祉給付金などの「振込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください

市や国が給付のためにATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることはありません。ご自宅や職場などに市役所や厚生労働省(の職員)をかたつた電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、市役所や最寄の警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。